



発 行 新 潟 県

号 外 2

令和 8 年 9 月 30 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

病院局管理規程

- 18 新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程（病院局経営企画課）

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第18号

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
入札の方法) 第 9 条 (略) 2・3 (略) 4 第 1 項の入札に係る入札保証金は、入札書の提出による入札(郵便による入札を除く。)にあっては第 5 条第 1 項の公告又は第 6 条第 1 項の公示において指定した日時及び場所に、郵便による入札及び電子入札にあっては書留郵便で<u>納付しなければ</u>ならない。 <u>5 前項の入札保証金は、あらかじめ口座振替の方法により納付することができる。</u>	(入札の方法) 第 9 条 (略) 2・3 (略) 4 第 1 項の入札に係る入札保証金は、入札書の提出による入札(郵便による入札を除く。)にあっては第 5 条第 1 項の公告又は第 6 条第 1 項の公示において指定した日時及び場所に、郵便による入札及び電子入札にあっては書留郵便で<u>提出しなければ</u>ならない。

附 則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。